

「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」 別記1

農林水産物	分類	認証の区分	品目名
農産物	野菜	青果物 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	実えんどう、スナップえんどう、そらまめ、さやえんどう、いんげん、えだまめ、きゅうり、ピーマン、トマト、ミニトマト、かぼちゃ、オクラ、なす、にがうり、とうがん、メロン、いちご、すいか、スイートコーン、さつまいも、ばれいしょ、にんじん、ごぼう、だいこん、桜島だいこん、さといも、やまのいも、れんこん、白ねぎ、葉ねぎ、たまねぎ、らっきょう（エシャレット含む）、しょうが、にんにく、はくさい、キャベツ、グリーンボール、レタス、ブロッコリー、アスパラガス、こまつな、みずな、ほうれんそう、しゅんぎく、チンゲンサイ、なっば、わさび菜、にら、みつば、バセリ、ラディッシュ
	養液栽培	青果物、 養液栽培専門 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	上記品目のうち、養液栽培するもの (植物工場における栽培を含む)
	スプラウト	青果物、 スプラウト専門	かいわれ大根、もやし、ブロッコリースプラウト、マスタード、レッドキャベツ、豆苗
	果樹	青果物 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	なつみかん、紅甘夏、不知火、きんかん、たんかん、ほんかん、温州みかん、ハウスみかん、文旦、大橘、ゆず、小みかん、ネーブル、河内晩柑、レモン、いよかん、清見、スイートスプリング、はるみ、かぼす、びわ、なし、ぶどう、うめ、すもも、もも、かき、ブルーベリー、マンゴー、パッションフルーツ、ビタヤ、パパイヤ（青パパイヤ含む）、だいたい、バナナ
	米	穀物 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	水稻うるち、水稻もち
	その他作物	青果物 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	落花生
		穀物 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	ごま、そば
	茶	茶 （※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1ー2）	緑茶（荒茶・仕上げ茶）
	たけのこ	青果物、 たけのこ専門	モウソウチク、ホテイチク、マダケ、カンザンチク、リュウキュウチク、タイミンチク、ホウライチク、シホウチク、ハチク、ダイサンチク、マチク、リュクチク
林産物	原木栽培きのこ	青果物、 きのこ類専門	しいたけ
	菌床栽培きのこ		しいたけ、えのきたけ、ひらたけ、うすひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、えりんぎ、たもぎたけ、やまぶしいたけ、きくらげ
畜産物	卵	鶏卵	鶏卵
水産物	エビ養殖	エビ養殖	クルマエビ
	海面魚類養殖	海面魚類養殖	ブリ、マダイ、カンパチ
	陸上魚類養殖	陸上魚類養殖	ヒラメ

- ※1 認証の区分及び品目名については、認証の区分毎の認証基準が策定された段階で随時追加を行います。
- 2 品目の欄に掲げていない新規品目等については、認証基準との整合性を考慮した上で品目の追加を行います。
- 3 次のものについては、品目をまとめて申請することができます。まとめて申請する場合の表記は次のとおりとします。
- さやえんどう・スナップえんどう＝さやえんどう（スナップえんどう含む）、キャベツ・グリーンボール＝キャベツ（グリーンボール含む）、水稻うるち・水稻もち＝水稻（うるち・もち）
- 4 植物工場は、施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設

別記1－2

認証の区分	内 容
化学肥料（窒素成分）：当地比5割減	化学合成された肥料の使用を低減する栽培方法について、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて生産・出荷を行う取組
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。
節減対象農薬：当地比5割減	化学合成された農薬の使用を低減する栽培方法について、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて生産・出荷を行う取組
節減対象農薬：栽培期間中不使用	慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。ただし、野菜（養液栽培）については、慣行レベルから1成分（土壌消毒）を減らしたものを節減対象農薬の使用成分回数とする。
農 薬 ：栽培期間中不使用	
特別栽培農産物	農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って行う取組 慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。

※用語の定義は、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じる。